破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５５７号
北九州市小倉南区長行東１丁目21番21号
債務者　木村　龍馬
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５６６号
北九州市門司区原町別院２番21号
債務者　貞包　重房
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３号
北海道稚内市声問５丁目47－２、住民票上の住所北海道紋別郡雄武町字雄武1420番地の18
債務者　松下　広美
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第１４号
北海道天塩郡豊富町字豊富西４条６丁目　サロベツ団地34号
債務者　青砥　静雄
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第２６０号
函館市湯川町１丁目31番１号　社会医療法人函館博栄会　函館渡辺病院、住民票上の住所函館市上湯川町９番17―401号
債務者　小林　雅浩
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２６２号
函館市田家町10番13―605号
債務者　住吉　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２６５号
函館市湯川町１丁目25番16号
債務者　佐藤　鉄雄
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２６７号
函館市深堀町18番７―101号
債務者　丹内　琴子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２６９号
函館市深堀町12番４号
債務者　上井　結花
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
宮城県石巻市元倉１丁目10番６号、前住所宮城県石巻市蛇田字新谷地前63番地２
債務者　佐々木　章
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
島根県出雲市荒茅町852番地２、前住所石川県金沢市諸江町上丁627番地
債務者　今岡　　久
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１５９号
岡山県井原市大江町3715番地　折口住宅11―114号
債務者　垣野　敏彦
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
岡山県倉敷市真備町箭田1185番地　ベル・フラワー102号室
債務者　村上　　緑
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
岡山県総社市門田1326番地　アンダンテ総社202号
債務者　寺澤裕次郎
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５２１号
北九州市小倉北区金田２丁目12番18―1202号
債務者　津田　哲治
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５２８号
北九州市小倉北区京町１－６－２―702、住民票上の住所北九州市小倉南区山手２丁目１番29号
債務者　河野　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５４６号
北九州市八幡西区別当町13番18号（202号）
債務者　中山　麗菜
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部